地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五条第九項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

令和八年四月七日

地方職員共済組合
理事長　関　博之

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	現行
（資金の繰入れ） 第六十五条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「施行規則」という。）第十二条の八第一項において準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。 一　厚生年金保険経理　二万千三百三十三円 二　退職等年金経理　千二百五十円 附　則 19　団体共済部の経過的長期経理に係る施行規則第十二条の八第一項において準用する施行規程附則第一条の二第三項において読み替えて準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、二千百三十一円とする。	（資金の繰入れ） 第六十五条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「施行規則」という。）第十二条の八第一項において準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。 一　厚生年金保険経理　一万八千五百十六円 二　退職等年金経理　千八十円 附　則 19　団体共済部の経過的長期経理に係る施行規則第十二条の八第一項において準用する施行規程附則第一条の二第三項において読み替えて準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、千八百四十八円とする。

附　則

1　この変更は、令和八年四月一日から施行する。

2　変更後の第六十五条及び附則第十九項の規定は、令和八年度以後の各事業年度の資金の繰入れについて適用し、令和七年度以前の各事業年度の資金の繰入れについては、なお従前の例による。